

第二十八号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項中「同項中」の下に「[良好な]とあるのは「特に良好な」と、」を加え、「[1号俸]」を「[一號俸]」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

平成二十四年十月十五日付けの人事委員会勧告に鑑み、五十五歳を超える一般職の職員の昇給の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。